

子育て世帯への臨時特別給付金について

令和2年4月7日、閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、令和2年度国の補正予算のひとつ「子育て世帯への臨時特別給付金」が4月30日に成立したことを受け、実施するものです。島田市におきましても5月臨時議会において補正予算を計上いたします。

詳細は下記のとおりです。

記

- 事業の目的 新型コロナ感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯(0歳～中学生のいる世帯)を対象に臨時特別給付金(一時金)を支給する。
- 事業主体 市区町村
- 経費負担 給付事業費及び事務費は、国が補助(10/10)
- 支給対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者
- 対象児童 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の対象となる児童
※3月31日までに生まれた児童及び新高校1年生を含みます。
島田市 12,694人(見込み)
(市から児童手当を受給している児童及び市内在住の公務員の児童数)
- 給付額 対象児童1人当たり1万円
- 今後のスケジュール

5月8日	市議会臨時議会 補正予算計上
5月中旬	市HP、広報しまだ等により広報システム導入(予定)

市からの受給者

市内在住の公務員

5月下旬	案内通知書を送付	
6月上旬	受給拒否の届出書締切	申請受理開始
中旬	振込準備	
6月下旬	支払通知書を送付	随時支払通知書を送付
	指定口座へ振込	// 指定口座へ振込

内閣府資料より

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給する。

給付額

対象児童一人につき1万円

実施主体

令和2年3月31日時点での居住市町村（特別区を含む）

支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者

対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む）（約1480万人）

※3月31日までに生まれた児童が対象

補正予算（案）額

1654億円（全額国庫負担（実施にかかる事務費を含む））

支給時期

準備が整った市町村から、できるだけ速やかに開始

事業スキーム：改めての申請を要しない

市町村
(特別区含む)

子育て世帯

① 給付金の案内チラシの送付

② (受取を希望しない場合) 受給拒否の届出書を提出

③ 児童手当登録銀行口座等への振込

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請。